

議案第17号

平成20年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
平成20年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,369,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用の場合とする。

平成20年2月26日提出

富士見市長 浦野 清

議決第14号

平成20年3月21日原案可決

富士見市議会議長 金子 茂一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,919,869
	1 国民健康保険税	2,919,869
2 国庫支出金		2,190,067
	1 国庫負担金	2,033,911
	2 国庫補助金	156,156
3 療養給付費交付金		582,402
	1 療養給付費交付金	582,402
4 前期高齢者交付金		2,008,546
	1 前期高齢者交付金	2,008,546
5 県支出金		412,558
	1 県負担金	60,140
	2 県補助金	352,418
6 共同事業交付金		1,027,087
	1 共同事業交付金	1,027,087
7 財産収入		82
	1 財産運用収入	82
8 繰入金		1,169,870
	1 他会計繰入金	1,169,868
	2 基金繰入金	2
9 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
10 諸収入		8,834
	1 延滞金加算金及び過料	5,013
	2 雑収入	3,821
歳入合計		10,369,315

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		121,447
	1 総務管理費	108,645
	2 徴税費	11,087
	3 運営協議会費	1,115
2 保険給付費	4 趣旨普及費	600
		7,129,637
	1 療養諸費	6,459,238
	2 高額療養費	591,149
	3 移送費	1,000
3 後期高齢者支援金等	4 出産育児諸費	68,250
	5 葬祭諸費	10,000
		1,230,172
	1 後期高齢者支援金等	1,230,172
	4 前期高齢者納付金等	1,002
5 老人保健拠出金	1 前期高齢者納付金等	1,002
		225,904
6 介護納付金	1 老人保健拠出金	225,904
		491,422
7 共同事業拠出金	1 介護納付金	491,422
		983,796
8 保健事業費	1 共同事業拠出金	983,796
		129,842
	1 特定健康診査等事業費	111,114
9 基金積立金	2 保健事業費	18,728
		82
10 公債費	1 基金積立金	82
		1,480
1 公債費		1,480
	1 公債費	1,480

(単位 千円)

款	項	金額
11 諸 支 出 金		4,531
	1 償還金及び還付加算金	4,531
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		10,369,315